

保有個人情報に関する事項の公表について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 17 年 6 月 1 日
社会福祉法人福栄会
理事長 日比 敏雄

1、個人情報取り扱い事業者の名称

社会福祉法人 福栄会 品川区東品川 3 丁目 1 番 8 号

2、法人が保有する保個人情報の利用目的は、次のとおりとします。

(1) 法人内部での利用

- ア、 法人が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に基づき運営する第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに同法第 26 条の規定に基づき運営する公益事業において提供するサービス
- イ、 福祉施設の管理運営業務のうち 入退所等の管理 会計・経理事務等の内部報告 利用者の福祉及び介護・医療サービスの向上
- ウ、 費用の請求及び収受に関する事務

(2) 他の事業者等への情報提供

- ア、 法人が利用者等に提供する福祉・介護サービスのうち 国及び地方公共団体並びに社会福祉法第 60 条及び第 69 条に基づき社会福祉事業を営む他の事業者（以下「他の社会福祉事業者等」という。）との連携 他の社会福祉事業者等からのサービスに関する事項の照会への回答 医療機関等の意見助言を求めるとき 送迎の運行及び給食の業務委託等 家族等への状況の説明
- イ、 費用の請求及び収受に関する事務
- ウ、 介護保険事務のうち 審査支払い機関へのレセプトの提出 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答 保険事務の委託
- エ、 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) その他の利用

- ア、 法人の管理運営業務のうち 介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 法人内において行われる学生の実習への協力 法人内において行われる個別事例研究
- イ、 利用者福祉サービス向上のための内部及び外部監査機関への情報提供

3、法人の保有する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、異議の申し出等の手続きは次のとおりです。

(1) 個人情報の利用目的は、福祉サービスの利用契約時に明示するとともに利用者から求められた場合には、当該本人に遅滞なく通知します。

(2) 利用者から当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、個人情報の保護に関する規程（平成17年4月1日施行社会福祉法人福栄会規程。以下「個人情報保護規程」という。）第11条及び第12条の規定に基づき、申し出ることが出来ます。

(3) 自己の個人情報の訂正は、個人情報保護規程第21条の規定に基づき、法人に対して申し出ることが出来ます。

(4) 自己の個人情報の開示及び訂正等に係る費用は、無料とします。但し、自己情報の写しの交付に要する費用は、実費をいただきます。

4、自己の個人情報の開示及び訂正等の申出者は、個人情報保護規程第13条第1項又は第22条の規定による決定に不服があるときは、第24条の規定に基づき異議の申し出が出来ます。

この場合の申出は、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱（平成13年4月1日理事長決定）に定めるところにより、苦情解決サービス向上第三者委員又は各施設苦情解決責任者に申し出ることが出来ます。

以 上